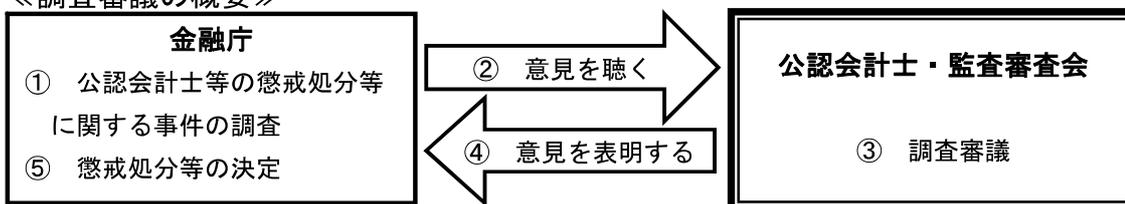


第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 概説

金融庁長官が公認会計士・監査法人に対して懲戒処分等をするときには、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている(法第32条第5項)。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定(処分の重さ)等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



(注1) 懲戒処分等は、公認会計士・監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

(注2) 懲戒処分等に関する事件の調査(事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等)は、金融庁長官が行う。なお、審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令については、審査会に意見を聴くことは要しない。

2. 事案の概要

平成26年度において、審査会で調査審議を行った事案は6件であり、それらの概要は以下のとおりである。

《審議状況》

	審議を行った審査会	処分対象
事案1	第241回審査会(26年4月22日)	公認会計士1名
事案2	第244回審査会(26年6月10日)	公認会計士1名
事案3	第244回審査会(26年6月10日)	公認会計士1名
事案4	第249回審査会(26年9月9日)	公認会計士1名
事案5	第249回審査会(26年9月9日)	公認会計士1名
事案6	第252回審査会(26年10月28日)	公認会計士1名

事案 1

税理士法第 45 条第 2 項及び第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 26 年 4 月 28 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止 2 月（平成 26 年 5 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 45 条第 2 項及び第 46 条の規定に基づく税理士業務の停止（1 月）の処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 2

有限責任あずさ監査法人の社員在職中に、第三者のために、当該監査法人の業務の範囲に属する業務である監査業務及び会計指導業務を行った公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 26 年 6 月 18 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

戒告

（2）処分理由

当該公認会計士は、有限責任あずさ監査法人の社員在職中に、第三者のために、当該監査法人の業務の範囲に属する業務である、監査業務及び会計指導業務を行った。これらの行為は、公認会計士法第 34 条の 14 第 2 項に規定する社員の競業の禁止に違反すると認められる。

事案 3

株式会社プロデュースが作成した財務書類について、東都監査法人の業務を執行する社員として旧証券取引法に基づく監査証明を行った公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 26 年 6 月 18 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 処分内容

業務停止 6 月 (平成 26 年 6 月 20 日から平成 26 年 12 月 19 日まで)

(2) 処分理由

当該公認会計士は、株式会社プロデュースの平成 17 年 6 月期及び同 18 年 6 月期に係る財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。この行為は、公認会計士法第 30 条第 3 項において準用する同条第 2 項に該当すると認められる。

事案 4

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士 (1 名) に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 26 年 9 月 18 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 処分内容

業務停止 2 月 (平成 26 年 9 月 19 日から平成 26 年 11 月 18 日まで)

(2) 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づく税理士業務の停止 (5 月) の処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 5

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士 (1 名) に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 26 年 9 月 18 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 処分内容

業務停止 4 月 (平成 26 年 9 月 19 日から平成 27 年 1 月 18 日まで)

(2) 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づく税理士業務の停止 (6 月) の処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 6

税理士法第 45 条第 1 項及び第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 1 月 27 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止 3 月（平成 27 年 1 月 29 日から平成 27 年 4 月 28 日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 45 条第 1 項及び第 46 条の規定に基づく税理士業務の停止（8 月）の処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。